

令和8年度 川崎市駐車場マネジメント推進業務委託

（適用範囲）

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する「令和8年度 川崎市駐車場マネジメント推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

（業務目的）

- 2 本業務は、川崎駅東口地区における路上荷さばきの抑制や円滑な交通流動の確保等に向け、新たな荷さばきスペースの設置に関する実証実験の実施方法を取りまとめるとともに、荷さばきドライバーへの行動変容や公共荷さばき場等の駐車施設への誘導を促進するための効果的な普及啓発を行う。また、本市の今後の駐車施策のあり方や見直しの方向性に関する検討を行うことを目的とする。

（業務内容）

- 3 本業務は、次の（１）から（４）の内容を実施する。また、本市の地域特性を十分に理解し、乙の強みと知見を活かして、本業務の目的達成に資する提案や（１）及び（２）の業務を連携して実施することで効果向上する提案については積極的に行うこととし、実施詳細については、甲乙協議によるものとする。

（１）共同荷さばきに係る実証実験実施方法の取りまとめ

川崎駅東口地区における路上荷さばきの抑制に資する新たな荷さばきスペースの配置位置及び設置目標台数を検討するための基礎資料とするため、以下に示す路上荷さばきの実態把握を含めた必要調査の企画提案を行うこと。

上記調査の結果を踏まえて、地域関係者や事業者の地域での利用意向や実用性についての調査を行い、次年度に実施予定の共同荷さばきの実証実験に向けて、設置・運用の実現性及び継続性の高い共同荷さばきを前提に、その具体的な実施方法を取りまとめること。

（共同荷さばき…公共用地や民間駐車場等を活用し、共同で利用可能な荷さばきの手法）

【取りまとめに向けて行う主な業務】

ア 川崎駅東口地区実態把握調査

川崎駅東口地区において、実態に即した荷さばき対策や荷さばきスペースの適正配置を検討するため、地区内の実態把握に向けた調査を行う。

○本業務において実施する実態把握調査概要

項 目	内 容
調査箇所 (別図 A)	①川崎ダイス前公共荷さばき場 ②京急川崎駅前公共荷さばき場 ③別図 A 中の市役所通り及び新川通り 等
調査内容	(a) 荷さばき横持ち調査※ (b) 荷さばきドライバーヒアリング調査 (c) その他取りまとめに向けて乙が必要と想定する調査 等

※横持ち調査…調査箇所において荷さばき事業者の停車位置からの運搬先や運搬手段等の状況を調査する

イ 荷さばきスペースの整備重点箇所の選定

効果的な荷さばきスペースを確保するため、地区内の公共交通機関の運行状況等の地域特性や道路特性を踏まえて、アの調査や本市で過年度に実施した以下に示す調査資料等を活用し、荷さばきスペースのより効果的な配置位置及び設置目標台数について取りまとめを行う。

■本市で過去 3 年間に実施した主な調査

調査・分析名	概要
令和 5 年度川崎駅東口地区交通環境向上実証	・都市計画駐車場を利用した共同荷さばきスペースの実証実験及び公共荷さばきスペースの利用実態調査
令和 6 年度東京都市圏物資流動調査 (川崎駅東口地区地区物流調査)	・地区内交通環境に関する調査 路上駐車実態調査、川崎駅周辺横持ち調査、路外駐車場利用状況調査、商業者ヒアリング、歩行者アンケート等
川崎駅東口地区駐車対策推進計画改定に向けた調査（令和 6 年度及び令和 7 年度）	・駐車場整備地区の需給バランスの調査 ・市内原単位のゾーン別検証 (PT 調査利用) ・共同住宅駐車場利用状況アンケート調査

ウ 荷さばきスペースに関する利用意向調査

利用される共同荷さばきスペースを設置する上での課題や条件を整理するため、地区内の商店街や物流事業者等の商業関係者に対してヒアリング調査を行う。

エ 荷さばきスペースの確保に向けた要件の整理

実証実験に向けた活用条件、活用可否などを把握するため、イ及びウの結果を踏まえて、地区内で共同荷さばきスペースとして活用が想定される場所の候補を選定し、候補箇所の要件を整理する。また、地権者や道路管理者等との調整は甲と乙で連携して行う

ものとする。

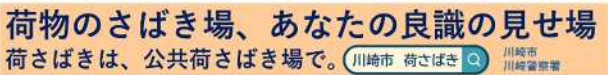
オ 共同荷さばきに係る実証実験実施方法の取りまとめ

ア～エの結果を踏まえ、共同荷さばきに係る実証実験の実施方法を取りまとめる。

(2) 路上荷さばき車両に対する普及啓発の実施及び効果検証

川崎駅東口地区の市役所通り及び新川通りにおいて、荷さばき車等による円滑な交通を阻害する路上駐車を抑制するため、主に荷さばきドライバーへの行動変容や公共荷さばき場等の駐車施設への誘導を促進するための効果的な普及啓発の方法や実施箇所及び効果検証方法について企画提案を行うこと。

なお、企画提案においては以下に示す甲が保有する横断幕を利用してもよい。

仕様	イメージ図
・ 600mm×5500mm ・ ターポリン生地	
・ 600mm×4000mm ・ ターポリン生地 メッシュタイプ	

【効果検証に向けて行う業務】

ア 普及啓発の実施

公共交通機関の運行状況、路上駐車の状況や道路特性を踏まえて、主に荷さばきドライバーを対象とした普及啓発を実施する。

イ 普及啓発効果の検証

普及啓発の実施前後・実施中の路上駐車や公共荷さばき場に対して調査を行い、普及啓発の効果を検証し、次年度以降のより効果的な普及啓発方法について検討を行い、結果を取りまとめる。

(3) 本市の駐車施策の今後のあり方や方向性の取りまとめ

国や他自治体の動向を踏まえ、本市で規定する附置義務条例等の駐車施設関連規定の今後のあり方や方向性を取りまとめるための必要な整理や実施すべき調査について、企画提案を行うこと。

【取りまとめに向けて行う業務】

ア 国や他自治体の駐車施策の動向等の整理・評価

国の動向に加え、特に政令指定都市を中心とした他自治体の駐車場施策の整理を行う。

また、整理した施策を、用途地域（駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域、周辺地区等の3つの区分）や法定計画における区域等に対して、本市の地域特性や都市機

能の誘導を踏まえた新たな規定等の導入に向けた評価を行う。

(法定計画における区域等・・・駐車場整備地区、駐車場配置適正化区域等)

イ 附置義務駐車施設の利活用状況の調査・分析

アの整理に基づき、駐車施設の利用実態について既存建築物のオーナーや管理者に対してアンケート調査を行うことにより、用途地域や建築物用途に応じた附置義務駐車施設の整備状況や利用状況、現況の附置義務条例の課題等を調査・分析する。

ウ 今後のあり方や方向性の取りまとめ

ア及びイの結果を踏まえて、新たな規定等を導入した場合における将来的な需給バランス等に関する影響を分析し、本市における駐車施策の今後のあり方や方向性を取りまとめる。

(4) 報告書作成

本委託業務の実施内容を報告書としてとりまとめるものとする。

また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができるものとする。

(実施計画書)

- 4 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合せを行い、業務着手届、委託業務代理人・作業員届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表、緊急時の体制及び対応、連絡先など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

- 5 乙は、現場代理人並びに本業務の技術上の管理を統括する主任技術者を定め、川崎市長あてに届け出なければならない。

(契約期間)

- 6 契約締結日から令和9年3月15日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

- 7 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

- 8 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

（報告の義務）

- 9 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

（損害及び危害）

- 10 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。

（疑義）

- 11 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

（秘密の保持）

- 12 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

（成果品の帰属）

- 13 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

（成果品）

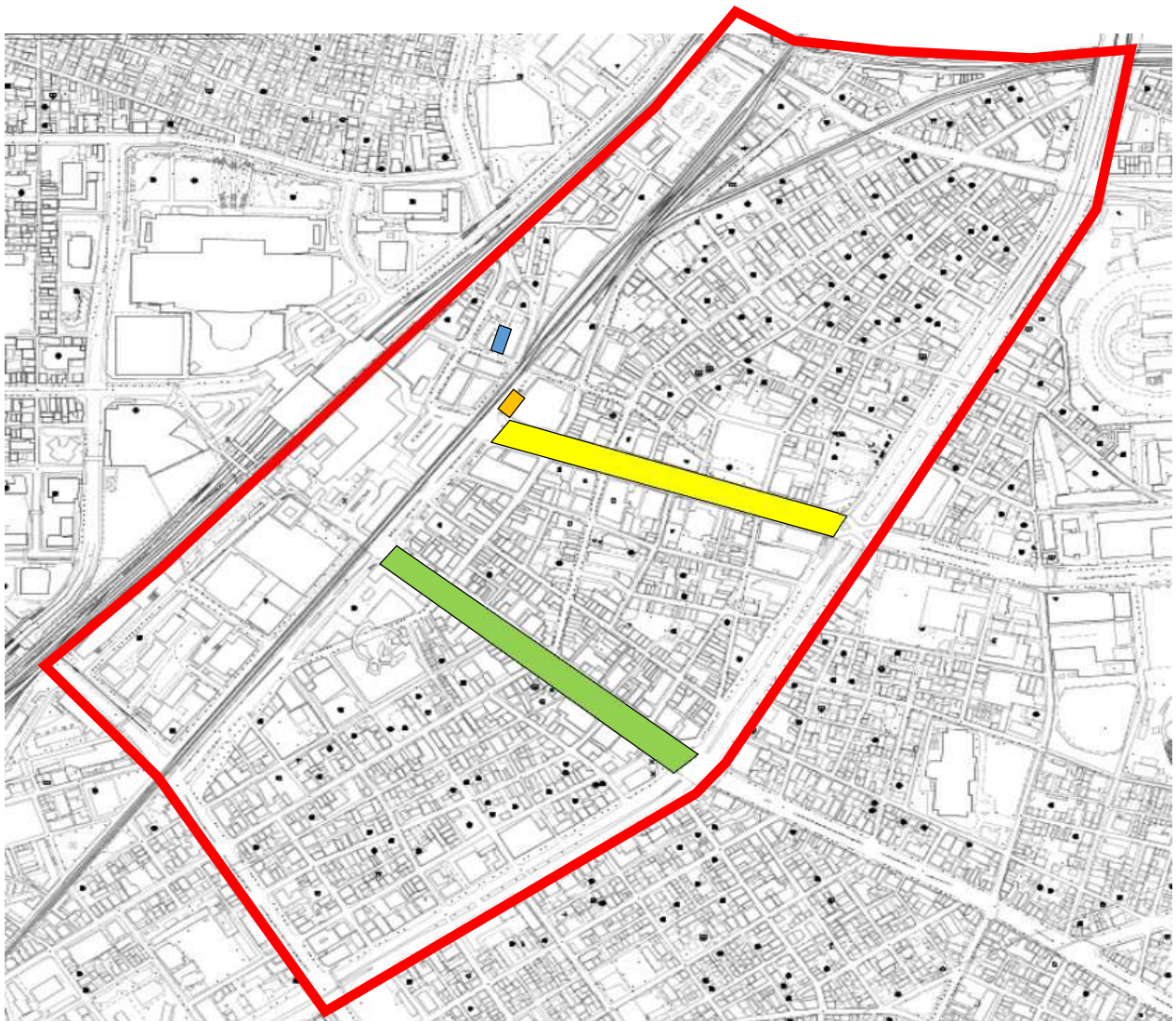
- 14 成果品は、次のとおりとする。
- （１）報告書（A 4 カラー） 1 部
 - （２）関係資料の電子データ（CD-ROM または DVD-ROM）【報告書、本委託にあたり収集、作成した資料】 1 式
 - （３）その他本市が必要と認めるもの

（その他）

- 15 やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

別図 A

■中央駐車場整備地区



<凡例>

- 中央駐車場整備地区（約 88.4ha）
- 市役所通り調査箇所
- 新川通り調査箇所
- 川崎ダイス前公共荷さばき場（1台）
- 京急川崎駅前公共荷さばき場（3台）